

高知産科婦人科学会会則

第1章 総則

名称

第1条 この団体は、高知産科婦人科学会（以下本学会）と称する。

事務所

第2条 本学会は、事務所を高知大学医学部産科婦人科学教室に置く。

第2章 目的及び事業

目的

第3条 本学会は、高知県の産科学及び婦人科学の進歩・発展を図り、もって地域社会の福祉に貢献することを目的とする。

事業

第4条 本学会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 総会および学術集会の開催
- (2) 会誌（機関誌）などの刊行
- (3) 本学会会員の研修
- (4) 公益社団法人日本産科婦人科学会専門医制度に関する事業
- (5) 各種の学術的調査研究
- (6) 関連学会、学術団体との連絡および連携
- (7) その他本学会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

資格

第5条 本学会の会員は、本県内に勤務又は居住し、本学会の目的に賛同する医師又はその他の自然科学者とする。但し、他の都道府県の産科婦人科学会を兼ねることはできない。

入退会

第6条 本学会に入会の意思のある者は、別に定めるところによりその旨を申し出て会長の承認を得なければならない。会員が退会するときは、別に定めるところにより退会届を会長に提出しなければならない。会員が他の都道府県に移動する場合は、所属機関が存在又は居住する都道府県の産科婦人科学会に入会する。

移動

第7条 住所又は所属機関に変更がある場合、その旨を本学会へ連絡する。本学会から他の都道府県の産科婦人科へ移動する場合は、その旨を移動先の新学会へ連絡する。

会費

第8条 本学会会員は別に定める会費を完納しなければならない。既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

会員の義務

第9条 会員は、本学会の会則を遵守するとともに、所定の会費の納入する義務を負う。但し別に定めるところにより、会費を免除することができる。

会員の権利

第10条 本学会の会員は次の権利を有する。

- (1) 本学会の総会に出席し、議決権を行使すること。
- (2) 本学会の主催する例会（学術集会）、講演会などに参加すること。
- (3) 本学会の発行する会誌（機関誌）に学術論文を投稿し、且つその頒布を高知大学産科婦人科で受けること。
- (4) 公益社団法人日本産科婦人科学会への入会に際し、会長の推薦を得ることができる。

会員の資格喪失

第11条 本学会の会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を3年以上滞納したとき

除名

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において会員現在数の3分の2以上の決議を経て、除名することができる。

- (1) この会則その他の規則に違反したとき
- (2) 本学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員

役員の設定

第13条 本学会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 幹事 若干名

役員を選任

第14条 理事及び監事は、総会の決議により本学会会員の中から選任する。会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。役員を選出については別紙に定める。理事及び監事は相互に兼ねることができない。

役員職務及び権限

第15条 会長は、本学会を代表し、会務を総理する。理事は理事会を構成し、本学会の会務を執行する。監事は、理事の職務の執行及び本学会の財産の状況を監査する。

役員任期

第16条 本学会の役員は2年とし、再任を妨げない。

第5章 総会

総会の開催

第17条 総会は、定時総会として毎年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

招集

第18条 総会は、定時総会として毎年1回本会会長がこれを招集する。本会臨時総会は本会会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上、または本会役員会の要請があったときにすみやかに本会会長が招集する。

総会の定足数

第19条 総会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き決議することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は出席と見做す。

権限及び決議

第20条 総会は、次の事項について決議する。決議は出席した会員の過半数をもって行う。但し、(2)号、(3)号のうち理事及び監事の解任及び(6)号については

出席した会員の3分の2以上をもって決議する。

- (1) 会員となる資格並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 事業報告
- (5) 収支予算書、収支計算書等の承認
- (6) 会則の変更
- (7) その他総会で決議するものとしてこの会則で定められた事項

第6章 委員会

第21条 委員会を次の如く定める。各々学会長の委嘱により業務を遂行する。

- (1) 地方専門医制度委員会：専門医制度の運営に関する業務その他を行うものとする。地方専門医制度委員会の構成その他については公益社団法人日本産科婦人科学会専門医制度規約ならびに同施行細則に準じて行う。
- (2) 代議員選挙管理委員会：公益社団法人日本産科婦人科学会代議員選挙に関する業務を行う。

第7章 会計及び資産

第22条 本学会の経費は、会員の会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

事業年度

第23条 本学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

事業計画及び収支予算

第24条 本学会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

事業報告及び決算

第25条 本学会の事業報告及び収支計算書等については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。

第8章 公益社団法人日本産科婦人科学会代議員

選出方法

第26条 公益社団法人日本産科婦人科学会代議員は、本学会会員により選出され、本学会総会において承認を得る。その方法については別に定める。

職務

第27条 公益社団法人日本産科婦人科学会代議員に選出された会員は、公益社団法人日本産科婦人科学会総会に出席し、議決権を行使する。

第9章 公益社団法人日本産科婦人科学会地方連絡委員会

委員の推薦

第28条 本学会は、公益社団法人日本産科婦人科学会に設置されている地方連絡委員会の委員として本学会会長を推薦する。

職務

第29条 公益社団法人日本産科婦人科学会地方連絡委員会委員は、公益社団法人日本産科婦人科学会地方連絡委員会に出席する。また、その職務は公益社団法人日本産科婦人科学会の定款施行細則、専門医制度規約および同施行細則に準ずる。

第10章 補則

会則の変更

第30条 この会則は、総会において、会員現在数の3分の2以上の決議によって変更することができる。

細則

第31条 本学会会則の施行に必要な細則は別に定める。

準用

第32条 本学会会則に定めるものの他は公益社団法人日本産科婦人科学会定款による。

付. 本会則は平成22年12月18日より施行する。

細則1. 高知産科婦人科学会役員選出規定

本学会の役員は、本学会総会で選出する。

細則2. 会費および会計

本学会の会費（年会費）は、当分の間、2000円とする。

本学会の会計は、当分の間、高知県産婦人科医会と共通して取り扱う。

細則 3. 総会において、中国四国産科婦人科学会ならびに四国産科婦人科学会の役員（理事、評議員）を選出する。

付. 平成 15 年 5 月 31 日一部改正

付. 平成 20 年 12 月 20 日一部改正

付. 平成 22 年 12 月 18 日一部改正